

『民法判例百選 I・II〔第8版〕・III〔第2版〕』訂正情報

2018/06/25 (2020/12/25 更新)

冊子版初刷に以下の誤りがありました。お詫びし、訂正いたします。

(2刷以降については、裏表紙「発行所 東京都千代田区神田神保町二―一七 株式会社有斐閣」の下に②③と丸数字を付して刷数を示しています。丸数字がないものが初刷となります。本PDF 3頁目をご参照ください。)

● I 巻 38 頁左段下から 5 行目 (18 事件〈事実の概要〉(6))

(6) の段落を次のように改める。

「(6) 第1審判決は、Xの本訴について、Yの抗弁を認めて本件譲渡契約の残代金請求を棄却した一方、Yの代金返還に係る反訴請求も棄却した。Yはこれに対し、反訴請求について控訴した。原審判決は、補償金を譲渡代金の一部とするかどうかについて、当事者双方の意思は一致していないが、当事者はこれについて特に意思表示をしておらず、かつこの点は契約の客観的要素でもないから、契約は不成立であるとはいえず、また、本件生糸製造権の譲渡は当然繰糸釜に関する権利の譲渡を含み、補償金は譲渡代金に含まれると解すべきであるところ、この点につき、Xには錯誤があるが要素の錯誤ではないし、Yにはそもそも錯誤がないから、本件譲渡契約は無効でもないと判示した。Yはこれに対し、①契約の不成立、そうでない場合も②錯誤による無効等を主張して上告した。」

● I 巻 85 頁右段 6 行目 (41 事件〈解説〉3 第2段落内)

[誤] 268 頁。

[正] 268 頁]。

● I 巻 87 頁右段下から 2 行目 (42 事件〈参考文献〉内)

[誤] ㊾市川正巳

[正] ㊿市川正巳

● II 巻 45 頁右段 36 行目 (21 事件〈解説〉3 第1段落内)

[誤] 1600 万

[正] 1200 万

● II 巻 94 頁左段 14 行目 (46 事件〈事実の概要〉第2段落内)

[誤] 新聞 1011 号 11 頁

[正] 新聞 1011 号 21 頁

● II 巻 131 頁左段下から 24 行目 (64 事件〈解説〉2(2)第2段落内)

[誤] 転借人

[正] 転貸人

- **Ⅱ 卷 131 頁左段下から 23 ～ 22 行目** (同上)
 - [誤] 賃料不動産
 - [正] 賃借不動産

- **Ⅱ 卷 194 頁標題部分・228 頁索引最終行** (96 事件)
 - [誤] 訟月 43 卷 10 号 249 頁
 - [正] 訟月 43 卷 10 号 2491 頁

- **Ⅱ 卷 220 頁右段 19 ～ 20 行目** (109 事件〈解説〉2 第 1 段落内)
 - [誤] 札幌地判昭和 61・3・9 (判時 1179 号 1 頁)
 - [正] 札幌地判昭和 61・3・19 (判時 1197 号 1 頁)

- **Ⅲ 卷 78 頁左段 33 行目** (38 事件〈事実の概要〉第 2 段落内)
 - [誤] X から上告受理
 - [正] Y から上告受理

初刷

平成30年3月20日発行
(54巻1冊)

民法判例百選Ⅰ 総則・物権 [第8版]

編集人 足立勝信
発行人 江草貞治

印刷所 大日本法令印刷株式会社
発行所 東京都千代田区神田神保町二一七

株式会社有斐閣

法律で認められた場合を除き、
本誌からのコピーを禁じます。



2刷

平成30年3月20日発行
(54巻1冊)

民法判例百選Ⅰ 総則・物権 [第8版]

編集人 足立勝信
発行人 江草貞治

印刷所 大日本法令印刷株式会社
発行所 東京都千代田区神田神保町二一七

株式会社有斐閣 ②

法律で認められた場合を除き、
本誌からのコピーを禁じます。

